

掛川市訓令甲第3号

掛川市事務決裁規程（平成17年掛川市訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

掛川市長 松井三郎

別表第1の3の表中

「

5 国内の出張命令		部長、消防次長及び課長の4日以上並びに付属機関等の委員の出張	課長の3日以内及び主幹等以下の4日以上の出張	主幹等以下の3日以内の出張	県外及び旅費の調整を必要とする場合の出張命令は、行政課長に合議
-----------	--	--------------------------------	------------------------	---------------	---------------------------------

」

を

「

5 国内の出張命令		部長、消防次長及び課長の4日以上の出張	課長の3日以内及び主幹等以下の4日以上並びに付属機関等の委員の出張	主幹等以下の3日以内の出張	県外及び旅費の調整を必要とする場合の出張命令は、行政課長に合議
-----------	--	---------------------	-----------------------------------	---------------	---------------------------------

」

に改める。

別表第2の2の(1)の表中

2 国際交流 及び姉妹都 市	1 公式訪問団の派遣及び受け入れ	○			
	2 その他訪問団の派遣及び受け入れ			○	
	3 訪問団の受入家庭の決定			○	
	4 国際交流に関する調査連絡調整			○	

を

2 秘書、渉 外、褒賞等	1 市議会の同意を要する委員等の任命	○			
	2 国及び県褒賞の推薦	○			
	3 市表彰者の決定	○			
	4 市制記念式の開催	○			
	5 定例行事の開催			○	
	6 市の後援等の承認			○	
	7 市長印影刷込の承認			○	

に改め、同表 2 の (2) の表中

3 秘書、渉 外、褒賞等	1 市議会の同意を要する委員等の任命	○			
	2 国及び県褒賞の推薦	○			
	3 市表彰者の決定	○			
	4 市制記念式の開催	○			
	5 定例行事の開催			○	
	6 市の後援等の承認			○	
	7 市長印影刷込の承認			○	

を

3 国際交流 及び姉妹都 市	1 公式訪問団の派遣及び受け入れ	○			
	2 その他訪問団の派遣及び受け入れ			○	
	3 訪問団の受入家庭の決定			○	
	4 国際交流に関する調査連絡調整			○	

に改め、同表 4 の (4) の表中

1 国民健康 保険	1 国民健康保険事業報告		○			
	2 国民健康保険事業の普及				○	
	3 国民健康保険被保険者の資格認定				○	
	4 国民健康保険被保険者証の発行				○	
	5 被保険者証の更新及び再交付				○	
	6 給付適否事実の認定				○	
	7 第三者及び不正利得金の返還請求				○	
	8 医療諸費の支給審査				○	
	9 出産育児一時金及び葬祭費の交付				○	

を

1 国民健康 保険	1 国民健康保険事業報告		○			
	2 国民健康保険事業の普及				○	
	3 国民健康保険被保険者の資格認定				○	
	4 国民健康保険被保険者証の発行				○	
	5 被保険者証の更新及び再交付				○	
	6 給付適否事実の認定				○	
	7 第三者及び不正利得金の返還請求				○	
	8 医療諸費の支給審査				○	
	9 出産育児一時金及び葬祭費の交付				○	
	10 国民健康保険税の賦課額の決定及び 更正			○		
	11 国民健康保険税に係る不服申立てに 対する決定等	異例	通常			
	12 国民健康保険税課税状況調査の報告				○	
	13 国民健康保険税の減免		異例	基準		

に改め、同表 7 の (3) の表を削り、同表 7 の (4) の表を同表 7 の (3) の表とし、同表 9 の表を同表 10 の表とし、同表 8 の表を同表 9 の表とし、同表 7 の表の次に次のように加える。

8 上下水道部

(1) 下水道課

事務の種類	決 裁 事 項	決 裁 区 分				備考
		市長	副市長	部長	課長	
1 下水整備	1 公共下水道事業受益者分担金徴収猶予及び減免の許可			○		
	2 農業集落排水事業受益者分担金徴収猶予及び減免の許可			○		

附 則

この訓令甲は、平成30年4月1日から施行する。